

製造請負契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は仕様書等（仕様書、図面、承認図面、見本及びその他参考図書。以下同じ。）に基づき、この契約の給付の目的である物品の製造を行い、契約期限（以下「納期」という。）までに甲の指定する場所（以下「納地」という。）において契約物品を甲に引渡し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承認を受けないで、この契約の履行の全部又は一部を第三者に委任し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

(契約金額)

第3条 契約金額には梱包費及び運賃を含むものとする。

(契約の変更)

第4条 甲は、乙と協議のうえ、乙が契約物品の引渡しを完了するまでの間において仕様書等・納地・納期その他この契約に定める条件を変更することができる。

2. 前項により、契約金額の変更を要するときは甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

3. 契約金額の変更を行うときは、乙は甲にその変更に関する見積書を提出しなければならない。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(材料、治工具類の支給又は貸付)

(官給品等の引渡し及び保管)

第6条 乙は、甲から官給品等の引渡しを受ける場合には、これに立ち会い品目・数量等について仕様書等と照合のうえ、異状の有無を確認するものとし、官給品等のうち数量の不足又は異状品を発見した場合には、直ちに甲に申し出てその指示を受けるものとする。

2. 乙は、甲から引渡しを受けた官給品等を善良なる管理者の注意をもって保管し、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。

(官給品等の返還)

第7条 乙は、契約物品の製造の全部又は一部の完了・契約の変更・契約の解除等により甲から引渡された官給品等のうち不用となったものがあるときは、速やかに甲に通知し、返還しなければならない。

(官給品等の滅失又は損傷)

第8条 乙が故意又は過失その他乙の責に帰すべき事由により、官給品等を滅失又は損傷したときには甲の指示するところに従い、官給品等の補修若しくは代替品の納付を行い又はその損害を賠償しなければならない。

2. 前項の場合、損害賠償金額は甲の定めるところによるものとする。

(納入の延期)

第9条 乙は、乙の責に帰し難い事由により、この契約に定める納期内に義務を履行することができないときは、納入の延期を申請することができる。

2. 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納入を延期することができる。

(遅滞料)

第10条 乙は、前条第2項の規定により納入の延期に関する甲の承認に基づき納期を過ぎて義務を履行したときは、遅滞部分につき納期の翌日から起算して第12条第3項に定める「給付を終了した旨の通知を受けた日」までの期間のうちで第9条の規定により納入の延期を認めた期間を除いた期間に対し遅滞1日につき契約金額の1000分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(労働争議の通知)

第11条 乙は、労働争議によりこの契約の履行を遅滞するおそれがあると認めたときは、直ちにそれに関係するすべての情報を甲に書面をもって通知しなければならない。

(給付の終了)

第12条 乙は、納品書により契約物品を納入場所に持込むとともに、その旨を甲に届け出なければならない。

2. 甲は、前項の届け出に対しては、天災地変その他やむを得ない事由に因る場合のほか受理を拒否することはできない。

3. 第1項の規定により甲が乙から給付を終了した旨の届け出を受理した日をもって、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条に規定する「給付の終了した旨の通知を受けた日」とする。

(受領の際の検査及び検査期間)

第13条 受領の際の検査は第12条第1項の規定による納入の届け出のあった契約物品の数量について行う。

2. 前項の検査は第12条第3項の規定による「給付の終了した旨の通知を受けた日」から起算して10日（以下「検査期間」という。）以内の日完了しなければならない。

3. 受領の際の検査の結果、契約物品の全部又は一部が不合格であることを発見したときは、甲はその物品を不合格とし、補修又は良品に代えることを命ずるか或いは解約することができる。

(所有権の移転)

第14条 契約物品の所有権は、甲が受領の際の検査の結果、当該物品を合格品と認めたときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第15条 第14条の規定による所有権の移転前に生じた契約物品の滅失、き損その他の損害は全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失による場合はこの限りでない。

(かし担保)

第16条 甲は、乙の納入物品について、納入後1年以内の日に隠れたかしを発見したときは、乙に対し直ちに通知し、適當の期限を定めて良品と取替えさせ、若しくはかしの修補又は損害賠償を請求することができる。この場合、損害賠償金額は甲の定めるところによるものとする。

(代金の支払)

第17条 この契約に定める納入物品の代金は、第14条の規定により契約物品の所有権が乙から甲に移転したのち、乙が適法な支払請求書を甲に提出し、甲がこれを受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内の日に支払うものとする。

(相殺)

第18条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第19条 甲が第17条に規定する約定期間までに納入物品の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2. 甲が第13条に規定する検査期間までに給付完了の確認をしないときは、その期間を経過した日から完了を確認した日までの期間の日数は約定期間の日数から差引くものとし又当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合には、約定期間は満了したものとみなし、甲はその越える日数に応じ前項の計算の例に準じ前項に定める利率をもって計算した金額の遅延利息を乙に対し支払わなければならない。

(甲の解除権)

第20条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合。

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合。

2. 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(相手方に対する通知の効力発生の時期)

第21条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(秘密の保持)

第22条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(納入上の甲の指示)

第34条 乙は、この契約書に記載のない事項でも物品納入上、甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第35条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第36条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。